

平成26年3月吉日

各位

弁理士同友会
幹事長 粕川 敏夫
研修担当副幹事長 松本 直子
研修委員長 笹野 拓馬
組織担当副幹事長 大橋 剛之
組織委員長 大井 一郎
電話(笹野) 03-3224-0244

弁理士同友会 第2回研修会のご案内

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

今般、早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授 高林 龍先生をお招きして、下記の内容についてご講演いただくことになりました。

参加希望者は、申込書に必要事項をご記入の上、3月20日(木)までにFAX、eメールまたはお申込フォームにてお申し込み下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

なお、本研修は、日本弁理士会の継続研修として実施し(単位認定申請中)、所定の申請をすると外部機関研修として単位が認められる予定です(予定単位数：2単位)。また、遅刻・早退・中座をされますと、単位認定の対象とはなりませんので、十分ご注意ください。

敬具

記

テーマ『クレーム解釈論，均等論の近時の展開』

技術的範囲の認定に当たっては特許請求の範囲の記載が重要であることはもちろんであるが、記載どおりに認定したならば技術的範囲が広すぎてしまうことがある場合が機能的クレームであり、狭すぎてしまうことがある場合がプロダクト・バイ・プロセス・クレームである。また、文言通りに認定したのでは侵害にならない出願後同効材に対して特許権の効力を及ぼす考え方として均等論がある。一方で、特許請求の範囲の記載文言から外れる出願時に存在していた技術や物質への置換が権利侵害になることがあるか否かは意見が分かれている。本研修ではこれらの問題を鳥瞰したうえで検討を加える。

講師：高林 龍 先生（早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授）

経歴：1976年 早稲田大学法学部卒業

1976年-78年 司法修習生（第30期）

1978年-81年 東京地方裁判所判事補（民事部）

1981年-83年 那覇地方裁判所判事補（民事部）

1983年-86年 東京地方裁判所判事補（工業所有権部）

1986年-90年 松山地方裁判所判事（民事部）

1990年-95年 最高裁判所調査官（知的財産訴訟関係担当）

1995年-96年 早稲田大学法学部助教授

1996年-現在 早稲田大学法学部教授

その間 1997年9月-2000年3月 ジョージ・ワシントン大学

ロースクール客員研究員

現在：早稲田大学知的財産法制研究センター（2014年4月から名称を
早稲田大学知的財産法制研究所と変更予定）(RCLIP)長
日本工業所有権法学会常務理事 ほか

日時：平成26年3月27日（木） 午後6時50分～9時00分

場所：弁理士会館3階 3-C～F会議室

会費：登録3年未満（未登録含む）：無料（会員・非会員とも）

登録3年以上：同友会会員1,000円 非会員4,000円

懇親会：21:10～ イタリア自由料理 Liberte（リベルタ）

TEL: 03-3583-3213 <http://www.libertee.co.jp/>

講師の先生を交えて簡単な懇親会を行う予定です。

会費3,500円程度を予定しております。

講師の先生と名刺交換も出来ますので懇親会にも是非ご参加ください。

-----切り取り不要-----

研修会申込書

研修委員長 笹野 拓馬 宛 FAX：03-3584-5084

E-Mail：t-sasano[AT]pa2.so-net.ne.jp

（[AT]を@に変換して下さい）

お申込フォーム：<https://business.form-mailer.jp/fms/45aee7d030305>

3月27日（木）の第2回研修会に参加を申込みます。

ご氏名

同友会会員 ・ 非会員 （いずれかに 印）

登録3年未満 （該当する場合に 印）

登録番号

連絡先TEL

E-Mail

懇親会に

参加する ・ 参加しない （いずれかに 印）